

漁業燃油等高騰対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高騰する燃油費用及び物価費用に対応するため、低燃費につながる漁船の船底塗装及びメンテナンス、必要な装備品の購入、資材高騰による漁具の購入に加え、漁協の製氷施設・貯蔵施設の電気料高騰分の一部を補助し、本市漁業の安定的な経営を支援することを目的に、予算の範囲内で交付するものとし、その交付については、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業者)

第2条 補助事業者は、別表1に定めるとおりとする。

(補助対象事業の内容および実施基準)

第3条 補助対象事業の内容および実施基準は、別表2に定めるとおりとする。

- 2 補助事業者は、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない補助事業者については、この限りでない。

(交付の申請及び実績報告)

第4条 補助事業者は、市長が定める期日までに補助金等交付申請書兼実績報告書（別記様式第1号）のほか、別表3に定める書類を提出するものとする。

- 2 補助金の算出にあたっては、千円未満の端数が生じる場合はこれを切り捨てるものとする。

(交付の決定および額の確定)

第5条 市長は、補助金の交付決定および額の確定をしたときは、補助事業者に漁業
燃油等高騰対策事業補助金交付決定兼確定通知書（別記様式第4号）により通知す
るものとする。

（適正な執行のための措置）

第6条 市長は、補助事業者がその責めに帰すべき理由により、規則またはこの要綱
に違反したときは、交付した補助金の全部もしくは一部の返還を命ずることができ
るものとする。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年1月26日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附則

- 1 この要綱は、令和8年3月12日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、令和8年2月1日から適用する。
- 3 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

別表 1 - 1

種目	船底塗装経費、燃料改善に資する装備品の購入支援
補助事業者	<p>次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>1 申請日において、市内の漁業協同組合に所属する全ての組合員であって、漁船の所有権又は使用权を有し、市内に在住する者。 なおここでいう漁船とは、漁業の用に供される船舶のうち、以下ア～ウすべてを満たすものをいう。</p> <p>ア 稼働に燃油を消費する原動機を搭載しているもの</p> <p>イ 漁船法（昭和25年法律第178号）第10条に規定する新潟県知事の備える漁船原簿への登録を要するものについては、補助対象期間内にその登録がされているもの</p> <p>ウ 船舶安全法（昭和8年法律第11号）第5条に規定する船舶検査を要するものについては、当該船舶検査証書の有効期間が補助対象期間内にあるもの</p> <p>2 市税を滞納していないこと。</p> <p>3 今後も市内で漁業を継続する意思があること。</p> <p>4 新潟市暴力団排除条例第2条第2号又は第3号にそれぞれ規定する暴力団若しくは暴力団員又はその関係者でないこと。</p>

別表 1 - 2

種目	漁船のメンテナンス経費、漁具の購入支援
補助事業者	<p>次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>1 申請日において、市内の漁業協同組合に所属する正組合員であって、漁船の所有権又は使用权を有し、市内に在住する者。 なおここでいう漁船とは、漁業の用に供される船舶のうち、以下ア～ウすべてを満たすものをいう。</p> <p>ア 稼働に燃油を消費する原動機を搭載しているもの</p> <p>イ 漁船法（昭和25年法律第178号）第10条に規定する新潟県知事の備える漁船原簿への登録を要するものについては、補助</p>

	<p>対象期間内にその登録がされているもの</p> <p>ウ 船舶安全法(昭和8年法律第11号)第5条に規定する船舶検査を要するものについては、当該船舶検査証書の有効期間が補助対象期間内にあるもの</p> <p>2 市税を滞納していないこと。</p> <p>3 今後も市内で漁業を継続する意思があること。</p> <p>4 新潟市暴力団排除条例第2条第2号又は第3号にそれぞれ規定する暴力団若しくは暴力団員又はその関係者でないこと。</p>
--	--

別表1-3

種目	製氷事業に係る経費の支援
補助事業者	新潟漁業協同組合

別表1-4

種目	貯蔵施設の電気料の支援
補助事業者	新潟漁業協同組合

別表 2 - 1

種目	船底塗装経費、燃費改善に資する装備品の購入支援	
補助対象期間	令和 8 年 2 月 1 日から令和 9 年 1 月 3 1 日まで	
補助対象経費	漁船の低燃費航行につながる船底塗装費用（上下架代を含む）	燃費改善に資する装備品の購入費用
補助金額および限度額	対象経費の 1 / 2 以内 ガソリン使用船については 1 漁船につき補助上限額 2 万 5 千円 重軽油使用船については 1 漁船につき補助上限額 5 万円	対象経費の 1 / 2 以内 1 漁船につき補助上限額 1 0 万円

別表 2 - 2

種目	漁船のメンテナンス経費、漁具の購入支援	
補助対象期間	令和 8 年 2 月 1 日から令和 9 年 1 月 3 1 日まで	
補助対象経費	漁船のメンテナンス費用（上下架代を含む）	漁具の購入費用
補助金額および限度額	対象経費の 1 / 2 以内 ガソリン使用船については 1 漁船につき補助上限額 5 万円 重軽油使用船については 1 漁船につき補助上限額 1 5 万円	対象経費の 1 / 2 以内 1 漁船につき補助上限額 2 5 万円

別表 2 - 3

種目	製氷事業に係る経費の支援
補助対象経費	新潟市内漁業者への販売分にかかる製氷経費のうち電気料高騰分（電気料高騰前の過去 3 年間（令和元年～令和 3 年）の年間平均

	額と補助対象期間の電気代の差額)
補助対象期間	令和8年2月1日から令和9年1月31日まで (上記期間内の請求分に限る)
補助金額	対象経費の1/2以内

別表2-4

種目	貯蔵施設の電気料の支援
補助対象経費	新潟市内漁業者の利用分にかかる貯蔵施設の電気料高騰分 (電気料高騰前の過去3年間(令和元年~令和3年)の年間平均 額と補助対象期間の電気代の差額)
補助対象期間	令和8年2月1日から令和9年1月31日まで (上記期間内の請求分に限る)
補助金額	対象経費の1/2以内

別表 3 - 1

種目	船底塗装経費、燃費改善に資する装備品の購入支援
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交付申請書兼実績報告書（別記様式第 1 号の 1） ・ 誓約書（別記様式第 2 号） ・ 申請者が補助対象期間内に塗装または装備品を購入したことが確認できる領収書及び写真 ・ 新潟市税の納税証明書（新潟市制度用） ・ 口座振替申込書 ・ 准組合員の場合は、市場への出荷証明など漁業生産に従事していることが分かる書類 ・ その他市長が必要と認める書類
提出先	漁業協同組合を經由し、農村整備・水産振興課に提出
提出期限	令和 9 年 2 月 1 5 日 【必着】

別表 3 - 2

種目	漁船のメンテナンス経費、漁具の購入支援
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交付申請書兼実績報告書（別記様式第 1 号の 2） ・ 誓約書（別記様式第 2 号） ・ 申請者が補助対象期間内に漁船のメンテナンスまたは漁具を購入したことが確認できる領収書及び写真 ・ 新潟市税の納税証明書（新潟市制度用） ・ 口座振替申込書 ・ その他市長が必要と認める書類
提出先	漁業協同組合を經由し、農村整備・水産振興課に提出
提出期限	令和 9 年 2 月 1 5 日 【必着】

別表 3 - 3

種目	製氷事業に係る経費の支援
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交付申請書兼実績報告書（別記様式第 1 号の 3） ・ 誓約書（別記様式第 2 号） ・ 漁業燃油等高騰対策事業 電気料計算書（別記様式第 3 号） ・ 補助対象期間の電気代の請求書もしくは証明書の写し ・ 新潟県全体売上に対する新潟市分の売上がわかる書類 ・ 新潟市税の納税証明書（新潟市制度用） ・ その他市長が必要と認める書類
提出先	農村整備・水産振興課に提出
提出期限	令和 9 年 2 月 2 6 日 【必着】

別表 3 - 4

種目	貯蔵施設の電気料の支援
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交付申請書兼実績報告書（別記様式第 1 号の 4） ・ 誓約書（別記様式第 2 号） ・ 漁業燃油等高騰対策事業 電気料計算書（別記様式第 3 号） ・ 補助対象期間の電気代の請求書もしくは証明書の写し ・ 新潟市内の漁業者の利用分がわかる書類 ・ 新潟市税の納税証明書（新潟市制度用） ・ その他市長が必要と認める書類
提出先	農村整備・水産振興課に提出
提出期限	令和 9 年 2 月 2 6 日 【必着】

新潟市長 様

住所
申請者 氏名
連絡先

漁業燃油等高騰対策事業補助金交付申請書兼実績報告書

漁業燃油等高騰対策事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の名称及び種目 名称：漁業燃油等高騰対策事業
種目：船底塗装経費、燃料改善に資する装備品の購入支援
- 2 補助事業の目的及び内容 漁船の低燃費航行につながる船底塗装費用や必要な装備品の購入費用を補助する
- 3 補助対象経費 ガソリン使用船の塗装経費
重軽油使用船の塗装経費
燃費改善に資する装備品の購入費
- 4 交付申請額及びその算定方法 _____円（補助対象経費_____円×1/2）
- 5 補助事業の完了年月日 _____年 月 日
- 6 補助対象漁船 漁船登録番号： _____ 漁船名： _____
- 7 添付書類
 - (1) 漁業燃油等高騰対策事業補助金の交付申請に係る誓約書（別記様式第2号）
 - (2) 申請者が補助対象期間内に塗装または装備品を購入したことが確認できる書類（購入した日付、種類、数量、金額が確認できる領収書など及び写真（コピー可））
 - (3) 口座振替申込書
 - (4) 新潟市税の納税証明書（新潟市制度用）
 - (5) 准組合員の場合、市場の出荷証明など漁業生産に従事していることが分かる書類

組合員であることの証明

申請者は当漁業協同組合の市内在住の組合員であるとともに、上記申請内容に間違いのないことを証明しました。

漁業協同組合（支部）

支部・組合長 _____ 印

新潟市長 様

住所
申請者 氏名
連絡先

漁業燃油等高騰対策事業補助金交付申請書兼実績報告書

漁業燃油等高騰対策事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の名称及び種目 名称：漁業燃油等高騰対策事業
種目：漁船のメンテナンス費用、漁具の購入支援
- 2 補助事業の目的及び内容 漁船の低燃費航行につながるメンテナンス費用、物価高騰に対応した漁具の購入費用を補助する
- 3 補助対象経費 ガソリン使用船のメンテナンス経費
重軽油使用船のメンテナンス経費
漁具の購入費
- 4 交付申請額及びその算定方法 _____円（補助対象経費_____円×1/2）
- 5 補助事業の完了年月日 _____年 月 日
- 6 補助対象漁船 漁船登録番号： _____ 漁船名： _____
- 7 添付書類
 - (1) 漁業燃油等高騰対策事業補助金の交付申請に係る誓約書（別記様式第2号）
 - (2) 申請者が補助対象期間内に漁船のメンテナンスを実施または漁具を購入したことが確認できる書類（日付、種類、数量、金額が確認できる領収書など及び写真（コピー可））
 - (3) 口座振替申込書
 - (4) 新潟市税の納税証明書（新潟市制度用）

正組合員であることの証明

申請者は当漁業協同組合の市内在住の正組合員であるとともに、上記申請内容に間違いのないことを証明しました。

漁業協同組合（支部）

支部・組合長 _____ 印

年 月 日

新潟市長 様

住 所
申請者 氏 名
連絡先

漁業燃油等高騰対策事業補助金交付申請書兼実績報告書

漁業燃油等高騰対策事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の名称及び種目 名称：漁業燃油等高騰対策事業
種目：製氷事業に係る経費の支援
- 2 補助事業の目的及び内容 新潟市内漁業者への販売分にかかる製氷経費のうち、電気料高騰分について補助する
- 3 補助対象経費 _____ 円
- 4 交付申請額及びその算定方法 _____ 円
別添「漁業燃油等高騰対策事業補助金事業 電気料計算書」のとおり
- 5 補助事業の完了年月日 _____ 年 月 日
- 6 情報公開の内容及び方法 新潟漁業協同組合のHPにて補助金額公表
- 7 添付書類
 - (1) 漁業燃油等高騰対策事業補助金の交付申請に係る誓約書（別記様式第2号）
 - (2) 漁業燃油等高騰対策事業 電気料計算書（別記様式第3号）
 - (3) 補助対象期間の電気代の請求書もしくは証明書の写し
 - (4) 新潟県全体売上に対する新潟市分の売上がわかる書類
 - (5) 新潟市税の納税証明書（新潟市制度用）

年 月 日

新潟市長 様

住所
申請者 氏名
連絡先

漁業燃油等高騰対策事業補助金交付申請書兼実績報告書

漁業燃油等高騰対策事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の名称及び種目 名称：漁業燃油等高騰対策事業
種目：貯蔵施設の電気料の支援
- 2 補助事業の目的及び内容 新潟市内の漁業者の利用分にかかる貯蔵施設の電気料高騰分について補助する
- 3 補助対象経費 _____ 円
- 4 交付申請額及びその算定方法 _____ 円
別添「漁業燃油等高騰対策事業補助金事業 電気料計算書」のとおり
- 5 補助事業の完了年月日 _____ 年 月 日
- 6 情報公開の内容及び方法 新潟漁業協同組合のHPにて補助金額公表
- 7 添付書類
 - (1) 漁業燃油等高騰対策事業補助金の交付申請に係る誓約書（別記様式第2号）
 - (2) 漁業燃油等高騰対策事業 電気料計算書（別記様式第3号）
 - (3) 補助対象期間の電気代の請求書もしくは証明書の写し
 - (4) 新潟市内の漁業者の利用分がわかる書類
 - (5) 新潟市税の納税証明書（新潟市制度用）

別記様式第2号（第4条関係）

漁業燃油等高騰対策事業補助金の交付申請に係る誓約書

私は、漁業燃油等高騰対策事業補助金の交付申請にあたり、下記の内容について誓約します。

誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、漁業燃油等高騰対策事業補助金の交付を受けられないことになっても異議はありません。また、これにより生じた損害については当方が一切の責任を負うものとします。

記

- （1）漁業燃油等高騰対策事業補助金交付申請書兼実績報告書及び添付書類の内容に虚偽はありません。
- （2）漁業燃油等高騰対策事業補助金の補助対象者の要件をすべて満たしています。
- （3）補助金の交付を受けたあと、市長が虚偽や不正の申請であると認定した場合は、新潟市補助金等交付規則第18条による補助金の返還請求に応じます。
- （4）市長が、虚偽や不正の申請の疑いがあると認める場合は、現場確認等の調査に対し適正かつ誠実に対応します。
- （5）漁業燃油等高騰対策事業補助金を暴力団の活動に使用しません。また、補助金の交付により、暴力団に対して利益を供与することはありません。
- （6）（1）～（5）の誓約内容に虚偽はありません。

以上

新潟市長 様

年 月 日

氏名 _____ 印

漁業燃油等高騰対策事業補助金事業 電気料計算書

（1）補助対象経費

対象月	電気使用料（円）				
	平成31/令和元年	令和2年	令和3年	過去3ヶ年平均額（①+②+③）/3	補助対象年
2月					
3月					
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
合計	①	②	③	【A】	【B】

・【B】 円 - 【A】 円 = 電気代高騰分 【C】 円

・【C】 円 × 新潟市分 % = 【補助対象経費】 円

（2）補助金交付申請額

【補助対象経費】 円 × 【補助率】 1/2 = 【補助金交付申請額】 円

※千円未満切捨て

別記様式第4号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

新潟市長

印

漁業燃油等高騰対策事業補助金交付決定兼確定通知書

年 月 日付けで申請のあった標記補助金については、次のとおり交付の決定及び確定をしたので通知します。

記

1. 補助事業の名称及び種目

2. 交付決定額および確定額 円